

第1回 船橋市総合計画審議会
小委員会 決定事項について

日時：平成22年12月7日（火）

午前10:00～12:00

場所：市役所9階第1会議室

出席者：武藤博己会長 中村正董副会長
金沢和子委員 川井洋基委員 まきけいこ委員
山下瑠璃子委員 本木次夫委員 村田佐江子委員 河村保輔委員
企画調整課長 課長補佐
三澤、石原、市川、三輪、松丸、矢野

1. 序論第2章第2節コミュニティ区域の記載方法について（P13）

- ・27地区という地区数及び未成立3地区の名称については、「検討していく」等の緩やかな表現に直して記述することが望ましい。
- ・コミュニティの独立については、地域の合意や独立に向けた機運の盛り上がりの有無が最も重要であるため、但し書きとして、「（新しいコミュニティが成立したと）住民・行政がともに判断した場合」という意味の記述を付け加えることが必要である。
- ・これらの観点を踏まえ、本木委員提案（下記※）の文案を元にするのが適切である。
- ・また、本木委員から提案のあった「行政コミュニティ」から「行政ブロック」への言い換えについては、用語の変更による影響について事務局にて検討する。あわせて、「ブロック」以外のより適切な用語があるかについても再検討を行う。

※本木委員提案の文案

序論第2章第3節「4. 地区コミュニティと行政ブロック」

（1）地区コミュニティ

- ・地域的な視点に立ち、地域ぐるみの様々な活動を促進するために設定する区域。
- ・現在は24地区に設定しています。将来的には地域特性を勘案し、小室、丸山、浜町・若松地区と併せて27地区として行くことを検討します。ただし、コミュニティは住民が快適で安全な日常生活を営むための基礎的単位であることから、住民の意思・地域的条件・生活環境の現状等から見てコミュニティとしての、まとまりある生活環境を整備することに適すると住民・行政共に判断される地域であること。

（2）行政ブロック

- ・広域的行政施策を推進するため、市域を東部・西部・南部・北部・中部の5地区に分けています。また、各行政ブロックは、複数の地区コミュニティで構成されています。

2. 序論第2章第3節計画における市民の役割について（P16）

- ・住民参加を求めるような記載の場合、「必要である」といった行政が住民に強制すると感じさせる文章ではなく、「求められる」「望ましい」などの言葉を使い分けて利用する。

3. 第2回審議会までの積み残し事項の整理について

（1）序論第2章第1節「6. 地方自治体を取り巻く環境変化に対応した「新しい公共」への期待」に対するまき委員の指摘事項について（P10）

- ・記載の中段に財政状況の厳しさについて記載されていると、「新しい公共」を、行政サービスを肩代わりさせる手段としてとらえているようにも受けとられるため、財政状況の厳しさに関する記載は削除する。
- ・その上で、行政サービスについて従来は幅広い範囲で行政が担いすぎてきた点を踏まえつつ今後新たなサービスの提供のあり方が必要である旨を記述する表現に変更する。

（2）序論第2章第1節全般に対する金沢委員およびまき委員の指摘事項について

- ・全体的に、近年（直近）の動向を盛り込みつつ、貧困や就労環境、有効求人倍率、世帯構成の変化など、このまま放置出来ない課題や、船橋市の特徴が分かる内容を加える。

（3）分野別計画第1章に対する本木委員および金沢委員の指摘について（P32・48・49）

- ・「地域一体となった社会福祉」の用語について、社会福祉を地域福祉に置き換えるとしても、当該施策の中にいわゆる「地域福祉」以上の概念が含まれていれば「地域一体」という用語は必要となるため、事務局側で再度内容を検討の上、再提案する。

（以上）